

群馬クレインサンダーズ U15・U18チーム規約

株式会社群馬プロバスケットボールコミッション
2025年2月 改定

この規約は、株式会社群馬プロバスケットボールコミッションが運営するユースチームに適用される諸条件を定めるものです。

第1条（用語の定義）

本契約における用語を以下の通り定義します。

	用語	用語の内容
1	当社	株式会社群馬プロバスケットボールコミッションをいいます。
2	群馬クレインサンダーズ	当社が運営するプロバスケットボールチームをいいます。
3	本ユースチーム	当社が運営する、群馬クレインサンダーズU18チーム、群馬クレインサンダーズU15チームを総称していいます。
4	カテゴリー	U18、U15の区分をいいます。
5	事務局	本ユースチームの管理運営事務局をいいます。
6	JBA	公益財団法人日本バスケットボール協会をいいます。
7	Bリーグ	公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグをいいます。
8	会員	本ユースチームのいずれかのカテゴリーのチームに入会した者をいいます。
9	保護者	会員の親権者または未成年後見人をいいます。
10	トライアウト	当社が主催する本ユースチームへの入会希望者の適性を判断するための実技試験をいいます。
11	本規約	群馬クレインサンダーズ ユースチーム規約をいいます。
12	活動年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいいます。
13	休止	会員資格を維持したまま、会員が活動を休止することをいいます。
14	再開	休止した会員が、本ユースチームの活動を再開することをいいます。

第2条（名称および所在地等）

1 本ユースチームは次の各号に定めるチームカテゴリーの各チームで構成されます。

(1) U18カテゴリー

名称：群馬クレインサンダーズ U18チーム

(2) U15カテゴリー

名称：群馬クレインサンダーズ U15チーム

2 事務局は、群馬県太田市飯田町894番2号に設置します。なお、各チームの連絡先は次のとおりとなります。

(1) 群馬クレインサンダーズ U18チーム

メールアドレス：ml-gct_u18@openhouse-group.com

受付時間：平日 10:00 から 17:00 まで

(2) 群馬クレインサンダーズ U15チーム

メールアドレス：ml-gct_u15@openhouse-group.com

受付時間：平日 10:00 から 17:00 まで

第3条（目的）

1 本ユースチームは、ユース世代に応じた適切かつ一貫指導を推進することで、バスケットボール技術および運動能力の向上を図り、将来の群馬クレインサンダーズトップチームの選手を育成するとともに、群馬県のバスケットボール競技の普及に努め、スポーツの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

2 前項の目的に従い、当社は、会員に対して、本ユースチームの練習、試合、トレーニング、合宿、研修、その他選手育成の目的に資する活動を実施します。

第4条（入会手続き）

1 本ユースチームの活動期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、毎年4月1日付で入会する新規会員の募集を行うため、あらかじめ当社ホームページおよびSNS等で告知し、トライアウトを実施します。ただし、4月1日以外の日に入会を希望する者に対して、特別にトライアウトを実施することがあります。

2 当社は、次に定めるすべての事項を満たした者で、当社所定の方法により入会手続きを行い、その審査により当社が入会を承諾した者を本ユースチームの会員とします。なお、審査の方法および内容等については一切お答えできません。

(1) 本ユースチームの目的に賛同し、本ユースチームでの活動を希望すること

(2) 前項に定めるトライアウトに合格すること

(3) 本規約、ならびに、本ユースチームのカテゴリーに応じたJBAおよびBリーグの諸規定を遵守できること

(4) 本ユースチームのカテゴリーに応じたJBAおよびBリーグの定めに適合し、JBAおよびBリーグに本ユースチームの選手として登録できること

第5条（届出変更）

1 会員および保護者は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等について変更があった場合は速やかに事務局に届け出るものとします。

2 会員および保護者が前項の届出を怠ったことにより、会員または保護者が不測の不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。また、会員および保護者が前項の届出を怠ったことにより、当社が会員または保護者に発送した通知が到達せず、または遅延した場合、当該通知は通常到達すべき時に会員または保護者に到達したものとみなします。

第6条（退会）

- 1 会員は、会員が所属するチームカテゴリーごとに次の年齢に達することで自然退会するものとします。
 - (1) U18 満18歳に達する日以後の最初の3月31日
 - (2) U15 満15歳に達する日以後の最初の3月31日
- 2 会員が自らの都合により退会を希望する場合は、当社所定の「退会申請書」を、退会希望日の属する月の前月5日までに当社に提出するものとします。なお、退会日の属する月の月会費は日割り計算を行わず、その全額を支払うものとします。また、会員の都合により退会した場合は、トライアウトを受け再度入会することができます。
- 3 当社は、当社の審査により既存会員の継続可否を判定します。審査の結果、退会が決定された会員には、退会日を別途通知します。

第7条（休止・再開）

- 1 休止または再開を希望する会員は、休止または再開希望日の属する月の前月5日までに事務局に申請し、当社の承諾を得るものとします。
- 2 休止期間は当社が休止を承諾した日から3か月間を上限とし、これを超える場合は、原則として退会とします。
- 3 休止期間中は、月会費の負担はありません。また、休止日および再開日は、それぞれの日が属する月の1か月分の月会費が発生し、日割り計算は行いません。

第8条（会費等）

- 1 本ユースチームに入会する者は、別途定める年会費および月会費を支払うものとします。
- 2 年会費は、新規入会時および毎年4月に支払うものとします。活動期間の途中で入会した場合であっても、月割りでの計算はしません。
- 3 年会費および月会費は、当社の指定する方法により支払うものとします。
- 4 特別の事由により当社が別途承諾した場合は、当社指定の銀行口座に振込むことで支払います。
- 5 当社が会員または保護者から受領した年会費および月会費は、原則として、理由の如何を問わず返還いたしません。

第9条（滞納）

- 1 年会費および月会費の支払いを正当な理由なく3か月以上または3回以上怠った場合には、当社は会員に対する活動を停止または会員を退会させるものとします。
- 2 前項の措置により会員が退会した場合であっても、年会費および月会費の支払義務が免除されるものではありません。

第10条（資格の喪失）

会員が、次の一に該当した場合、本ユースチームの登録選手たる地位を喪失します。

- (1) 理由の如何を問わず退会したとき。
- (2) 本規約および当社の定める諸規則に違反したとき
- (3) 当社および本ユースチームの信用、品位を著しく傷つける行為をしたとき

- (4) 他の選手等に対する迷惑行為、他のユースチーム等への勧誘または本ユースチーム内において営利目的の行為等を行なったとき
- (5) 他の選手等へのハラスメント行為、試合および練習等の妨害その他本ユースチームの正常な運営を妨げる行為をしたとき
- (6) 当社からの連絡に応じず、または繰り返し無断で練習を欠席し、あるいは当社の指示に繰り返し従わないとき

第11条（指導方針）

- 1 会員およびその保護者は、当社に対し、本ユースチームの指導方針、活動方針および試合への出場者の選定その他本ユースチームの活動について一任し、すべて当社が決定するものとします。
- 2 会員または保護者は、前項についての意見、確認または疑義の申出等ある場合は、事務局に対して当該意見、確認または疑義について書面で提出するものとし、本ユースチームのスタッフ個人に対して個別に行わないものとします。
- 3 事務局は前項の書面を受領後14日以内に、本ユースチームの活動に関するもの限り、当該書面を提出した者に確認、説明または回答を行うものとします。

第12条（練習日および時間）

- 1 本ユースチームの練習日および練習時間については、当社が別途定めた年間スケジュールにより実施します。
- 2 やむを得ない事由により練習日および練習時間の変更もしくは練習の中止または延期をする場合は、会員に事前に通知します。なお、練習が中止になった場合であっても、月会費の返還はいたしません。

第13条（傷害対応等）

- 1 会員は当社の負担により、当社指定の傷害保険に加入します。
- 2 当社は、会員に対し、本ユースチームの活動中において事故のないように万全の注意を払いますが、試合中および練習中または移動中の不測の事故による傷害の補償は、前項に定める傷害保険の適用範囲内とし、それ以外の補償は負わないものとします。
- 3 当社は、会員が本ユースチームの活動中に負傷した場合には、当社のスタッフにより応急処置を施し、必要に応じ病院へ搬送する等その状況に応じた対応をします。ただし、その後の治療、入院、通院等については保護者の責任で行うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 会員は、本ユースチームの活動で利用する施設の諸規定および当該施設管理者ならびに当社の指示に従い自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難・傷害その他事故が起こっても、当該施設および当社に対し、一切の損害賠償を請求しないものとします。

第14条（行動規範）

会員は以下の行動規範を守らなければならない。

- (1) 本ユースチームの定める目的に沿うよう努めること
- (2) 本規約および本ユースチームの定める諸規則を遵守すること

- (3) J B Aの基本規程その他の諸規程およびBリーグ規約その他の諸規程を遵守すること
- (4) インターネットサイトおよびSNS等を使用し、当社および当社グループ企業、バスケットボール関係者、他のバスケットボールチームの選手およびスタッフ等に対して、社会的評価を害する投稿をしないこと
- (5) 当社、群馬クレインサンダーズおよび本ユースチームについて知り得た情報を開示および漏洩しないこと
- (6) 群馬クレインサンダーズの一員であることを自覚し、練習および試合、またはチームとして移動する場合本ユースチームが指定したウェアを着用し、常に品位を保つよう努めること

第15条（写真・映像）

- 1 本ユースチームの活動に関する会員の肖像、映像、氏名、似顔絵、アニメ、音声、署名、背番号および略歴等を報道・放送において使用することについて、会員は何らの権利も有しないものとします。
- 2 会員は、当社から指名を受けた場合、当社、J B AおよびBリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動に原則として無償で協力しなければなりません。
- 3 会員および保護者は、次の各号について、事前に当社の承諾を得なければなりません。
 - (1) テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて送信される番組等、イベントへの出演
 - (2) 会員の肖像等の使用、およびその許諾（インターネットを含む）
 - (3) 新聞・雑誌等の取材
 - (4) 第三者の広告宣伝等への関与

第16条（連絡の義務）

会員は、練習または試合等の本ユースチームの活動に参加できない場合には、必ず事前にクラブに連絡をしなければならない。

第17条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、会員および保護者の個人情報に関係法令および当社が別途定める「個人情報方針」に従い、次の目的で使用します。
 - (1) 本ユースチームの管理運営のため
 - (2) 当社および本ユースチームの広報および広告宣伝のため
 - (3) 会員からの問合せ等への対応のため
 - (4) 当社および本ユースチームの商品およびサービス等に関する情報の提供・案内を行うため
 - (5) 当社、本ユースチームの商品およびサービス等に関するアンケートを行うため
- 2 当社は、以下に定める場合には、会員の個人情報を第三者に提供することができるものとします。
 - (1) 会員の同意がある場合
 - (2) J B A、Bリーグその他の競技団体に提供する場合
 - (3) 個人情報保護法その他の法令により認められた場合

第18条（反社会的勢力排除）

- 1 会員および保護者は、現在および過去5年以内において、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員
 - （2）暴力団関係企業またはその役職員
 - （3）準暴力団（集団的または常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）またはその構成員
 - （4）社会運動等標ぼうゴロ
 - （5）政治活動標ぼうゴロ
 - （6）特殊知能暴力集団またはその構成員
 - （7）その他前各号に準ずる団体およびこれらの構成員
- 2 会員および保護者は、現在および過去5年以内において、前項各号に定められる者（以下「反社会的勢力」という）と次の各号のいずれかに該当する関係がないこと、かつ将来にわたっても関係を持たないことを確約します。
 - （1）反社会的勢力によって、その経営や活動を支配される関係
 - （2）反社会的勢力が、その経営や活動に実質的に関与している関係
 - （3）自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - （5）その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
- 3 会員および保護者は、現在および将来にわたって、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）脅迫的な言動または暴力を用いた行為
 - （4）風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の名誉、信用を毀損し、または相手方の業務や活動を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為

第19条（規約の改定）

- 1 当社は、本規約を変更する場合、変更の内容および効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに、当社のホームページにて周知するものとします。
- 2 前項による本規約の変更に同意しない会員は、効力発生日までに退会することができるものとします。

第20条（紛争の解決）

- 1 本規約および本ユーザーチームの管理運用に関連して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、当事者間において、誠意をもって協議し、その解決に努力するものとします。
- 2 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、当社または会員は、BリーグまたはJBAの諸規程の定めに従って、BリーグまたはJBAに紛争

解決を求めるものとします。

第21条（効力）

本規約は、2025年4月1日より効力を有するものとします。

「マルファン症候群」に関する注意

マルファン症候群の外見上の特徴は高身長です。従って、長身者の多いバスケットボール選手においては、注意が必要です。

マルファン症候群とは、全身の結合組織（細胞と細胞をつなぐ組織）の働きが生まれつき弱いために、骨格の症状（高身長・細く長い指・背骨が曲がる・胸の変形など）、眼の症状（水晶体（レンズ）がずれる・強い近視など）、心臓血管の症状（動脈がこぶのようにふくらみ裂ける、心臓の弁がうまく閉じない、など）などを起こす病気です。

以下の項目を確認し、当てはまる場合または、判断に迷われる場合は、専門家の受診をお勧めします。

記

- ・ 年齢や家系から想定されるよりも身長が高くなります。
- ・ 腕を左右に伸ばしたときの指先から指先までの長さが身長より長いことがあります。
- ・ 指は細長くなります。
- ・ 胸骨が変形して、外側に突出したり、内側にへこんだりします。
- ・ 関節が過度に柔軟になることもあります。
- ・ 扁平足、膝が後ろ向きに曲がる膝関節の変形、脊椎の異常な彎曲を伴う猫背（脊椎後側彎症）がよくみられ、ヘルニアも多くみられます。
- ・ 通常、患者には皮下脂肪がほとんどありません。
- ・ 口腔の天井にあたる口蓋が高いことがよくあります。

以上

群馬クレインサンダーズ U12チーム規約

株式会社群馬プロバスケットボールコミッション
2025年2月 改定

第1条（名称・所在地）

当社の運営するU12カテゴリーのユースチーム（以下「本ユースチーム」といいます。）の名称、所在地等は次のとおりとします。

(1) 名称

群馬クレインサンダーズ U12チーム

(2) 事務局所在地および連絡先

所在地：群馬県太田市飯田町894番地2

電子メールアドレス：ml-gct_u12@openhouse-group.com

受付時間：平日10:00から17:00まで

(3) 主たる活動場所

群馬県太田市を主たる活動場所とします。

第2条（チームの方針）

- 1 バスケットボールを通じて、社会的規律や規範、謙虚さ、寛容さ、協調性、自立する意識を身につけることで人間性を高めることを目的とします。
- 2 ユース世代に応じた適切かつ一貫した指導を推進し、バスケットボール技術および運動能力の向上を図り、群馬クレインサンダーズのトップチームを含め、世界的に活躍するバスケットボールプレイヤーを育成します。
- 3 前2項の目的に従い、当社は、会員に対して、本ユースチームの練習、試合、トレーニング、合宿、研修、その他選手育成の目的に資する活動を実施します。

第3条（入会手続き）

- 1 本ユースチームの活動期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、毎年4月1日付で入会する新規会員の募集を行うため、あらかじめ当社ホームページおよびSNS等で告知し、トライアウトを実施します。ただし、4月1日以外の日に入会を希望する者に対して、特別にトライアウトを実施することがあります。
- 2 当社は、次に定めるすべての事項を満たした者で、当社所定の方法により入会手続きを行い、その審査により当社が入会を承諾した者を本ユースチームの会員とします。なお、審査の方法および内容等については一切お答えできません。
 - (1) 本ユースチームの目的に賛同し、本ユースチームでの活動を希望すること
 - (2) 前項に定めるトライアウトに合格すること
 - (3) 本規約およびJBAの諸規定を遵守できること

第4条（届出変更）

- 1 会員および保護者は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等

について変更があった場合は速やかに事務局に届け出るものとします。

- 2 会員および保護者が前項の届出を怠ったことにより、会員または保護者が不測の不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。また、会員および保護者が前項の届出を怠ったことにより、当社が会員または保護者に発送した通知が到達せず、または遅延した場合、当該通知は通常到達すべき時に会員または保護者に到達したものとみなします。

第5条（退会）

- 1 会員は、満12歳に達する日以後の最初の3月31日に自然退会するものとします。
- 2 会員が自らの都合により退会を希望する場合は、当社所定の「退会申請書」を、退会希望日の属する月の前月5日までに当社に提出するものとします。なお、退会日の属する月の月会費は日割り計算を行わず、その全額を支払うものとします。また、会員の都合により退会した場合は、トライアウトを受け再度入会することができます。

第6条（休止・再開）

- 1 休止または再開を希望する会員は、休止または再開希望日の属する月の前月5日までに申請し、当社の承諾を得るものとします。
- 2 休止期間は当社が休止を承諾した日から3か月間を上限とし、これを超える場合は、原則として退会とします。
- 3 休止期間中は、月会費の負担はありません。また、休止日および再開日は、それぞれの日が属する月の1か月分の月会費が発生し、日割り計算は行いません。

第7条（会費等）

- 1 本ユースチームに入会する者は、別途定める年会費および月会費を支払うものとします。
- 2 年会費は、新規入会時および毎年4月に支払うものとします。活動期間の途中で入会した場合であっても、月割りでの計算はしません。
- 3 年会費および月会費は、当社の指定する方法により毎月支払うものとします。
- 4 特別の事由により当社が別途承諾した場合は、当社指定の銀行口座に振込むことで支払います。
- 5 当社が会員または保護者から受領した年会費および月会費は、原則として、理由の如何を問わず返還いたしません。

第8条（滞納）

- 1 年会費および月会費の支払いを正当な理由なく3か月以上または3回以上怠った場合には、当社は会員に対する活動を停止または会員を退会させるものとします。
- 2 前項の措置により会員が退会した場合であっても、年会費および月会費の支払義務が免除されるものではありません。

第9条（資格の喪失）

会員が、次の一に該当した場合、本ユースチームの登録選手たる地位を喪失します。

- (1) 理由の如何を問わず退会したとき。

- (2) 本規約および当社の定める諸規則に違反したとき
- (3) 当社および本ユースチームの信用、品位を著しく傷つける行為をしたとき
- (4) 他の選手等に対する迷惑行為、他のユースチーム等への勧誘または本ユースチーム内において営利目的の行為等を行なったとき
- (5) 他の選手等へのハラスメント行為、試合および練習等の妨害その他本ユースチームの正常な運営を妨げる行為をしたとき
- (6) 当社からの連絡に応じず、または繰り返し無断で練習を欠席し、あるいは当社の指示に繰り返し従わないとき

第10条（指導方針）

- 1 会員およびその保護者は、当社に対し、本ユースチームの指導方針、活動方針および試合への出場者の選定その他本ユースチームの活動について一任し、すべて当社が決定するものとします。
- 2 会員または保護者は、前項についての意見、確認または疑義の申出等ある場合は、事務局に対して当該意見、確認または疑義について書面で提出するものとし、本ユースチームのスタッフ個人に対して個別に行わないものとします。
- 3 事務局は前項の書面を受領後14日以内に、本ユースチームの活動に関するもの限り、当該書面を提出した者に確認、説明または回答を行うものとします。

第11条（練習日および時間）

- 1 本ユースチームの練習日および練習時間については、当社が別途定めた年間スケジュールにより実施します。
- 2 やむを得ない事由により練習日および練習時間の変更もしくは練習の中止または延期をする場合は、会員に事前に通知します。なお、練習が中止になった場合であっても、月会費の返還はいたしません。

第12条（傷害対応等）

- 1 会員は当社の負担により、当社指定の傷害保険に加入します。
- 2 当社は、会員に対し、本ユースチームの活動中において事故のないように万全の注意を払いますが、試合中および練習中または移動中の不測の事故による傷害の補償は、前項に定める傷害保険の適用範囲内とし、それ以外の補償は負わないものとします。
- 3 当社は、会員が本ユースチームの活動中に負傷した場合には、当社のスタッフにより応急処置を施し、必要に応じ病院へ搬送する等その状況に応じた対応をします。ただし、その後の治療、入院、通院等については保護者の責任で行うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条（行動規範）

選手は以下の行動規範を守らなければならない。

- (1) 本ユースチームの定める目的に沿うよう努めること
- (2) 本規約および本ユースチームの定める諸規則を遵守すること
- (3) JBAの基本規程その他の諸規程を遵守すること
- (4) インターネットサイトおよびSNS等を使用し、本ユースチーム、バスケットボー

ル関係者、他のバスケットボールチームの選手およびスタッフ等を誹謗中傷する投稿をしないこと

(5) 本ユースチームの重要な情報を開示および漏えいしないこと

(6) 群馬クレインサンダーズの一員であることを自覚し、練習および試合、またはチームとして移動する場合本ユースチームが指定したウェアを着用し、常に品位を保つよう努めること

第14条（写真・映像）

1 当社は、本ユースチームの活動風景を撮影した写真および映像を当社のホームページおよびSNS等に掲載し、放送局、出版社、報道機関、インターネットメディアその他のメディアに提供し、プロモーションに使用することができるものとします。

2 会員は、当社から指名を受けた場合、当社、JBAおよびBリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動に原則として無償で協力しなければなりません。

3 会員および保護者は、次の各号について、事前に当社の承諾を得なければなりません。

(1) テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて送信される番組等、イベントへの出演

(2) 選手の肖像等の使用、およびその許諾（インターネットを含む）

(3) 新聞・雑誌等の取材

(4) 第三者の広告宣伝等への関与

第15条（連絡の義務）

会員は、練習または試合等の本ユースチームの活動に参加できない場合には、必ず事前にクラブに連絡をしなければならない。

第16条（個人情報の取扱い）

1 当社は、会員および保護者の個人情報に関係法令および当社が別途定める「個人情報方針」に従い、次の目的で使用します。

(1) 本ユースチームの管理運営のため

(2) 当社および本ユースチームの広報および広告宣伝のため

(3) 会員からの問合せ等への対応のため

(4) 当社および本ユースチームの商品およびサービス等に関する情報の提供・案内を行うため

(5) 当社、本ユースチームの商品およびサービス等に関するアンケートを行うため

2 当社は、以下に定める場合には、会員の個人情報を第三者に提供することができるものとします。

(1) 会員の同意がある場合

(2) JBA、Bリーグその他の競技団体に提供する場合

(3) 個人情報保護法その他の法令により認められた場合

第17条（反社会的勢力排除）

1 会員および保護者は、現在および過去5年以内において、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員
 - (2) 暴力団関係企業またはその役職員
 - (3) 準暴力団（集团的または常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）またはその構成員
 - (4) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (5) 政治活動標ぼうゴロ
 - (6) 特殊知能暴力集団またはその構成員
 - (7) その他前各号に準ずる団体およびこれらの構成員
- 2 会員および保護者は、現在および過去5年以内において、前項各号に定められる者（以下「反社会的勢力」という）と次の各号のいずれかに該当する関係がないこと、かつ将来にわたっても関係を持たないことを確約します。
- (1) 反社会的勢力によって、その経営や活動を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力が、その経営や活動に実質的に関与している関係
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - (5) その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
- 3 会員および保護者は、現在および将来にわたって、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動または暴力を用いた行為
 - (4) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の名誉、信用を毀損し、または相手方の業務や活動を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第18条（規約の改定）

- 1 当社は、本規約を変更する場合、変更の内容および効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに、当社のホームページにて周知するものとします。
- 2 前項による本規約の変更に同意しない選手等は、効力発生日までに退会することができるものとします。

第19条（紛争の解決）

- 1 本規約および本ユースチームの管理運用に関連して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、当事者間において、誠意をもって協議し、その解決に努力するものとします。
- 2 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、当社または会員は、JBAの諸規程の定めに従って、JBAに紛争解決を求めるものとします。

第20条（効力）

本規約は、2025年4月1日より効力を有するものとします。